



## 柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

高柳・西山  
課税免除

設備投資にかかる固定資産税を3年間免除します

## 対象事業者

地域	高柳、西山地域
業種	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、農林水産物等販売業、情報サービス業等
要件	業種及び資本金の額で要件が異なります。 詳しくは裏面をご確認ください。

## 課税免除の内容

対象設備	直接事業の用に供する以下の設備 ・土地 ・建物 ・償却資産のうち機械及び装置（※）、構築物
課税免除	<b>3年間</b>

（※）入替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上向上したものに限り、また、資本金額が5,000万円を超える法人は、新設・増設に限り、適用されません。

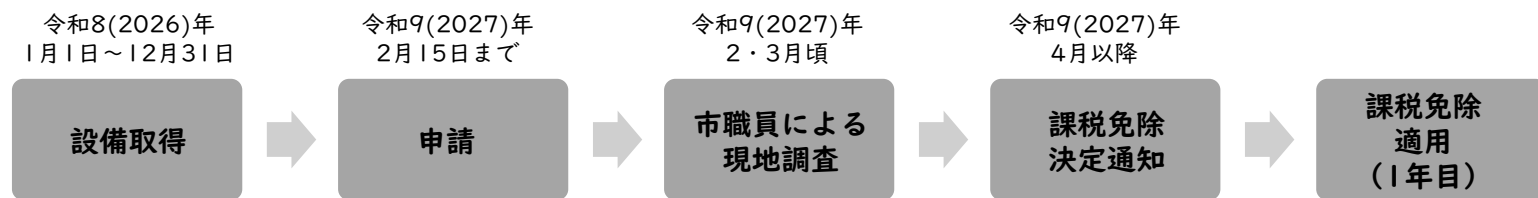
## 申請方法

提出書類を揃えて、柏崎市役所**ものづくり振興課**までご提出ください。  
各申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。

## 申請方法

固定資産を取得した年の翌年**2月15日まで**  
※固定資産税が免除される**3年間**、毎年申請してください。

## 課税免除までの流れ



## お問合せ先

【柏崎市企業振興条例の支援制度・申請に関すること】  
柏崎市ものづくり振興課（市役所3階）  
TEL 0257-21-2326  
MAIL [monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp)

【固定資産税に関すること】  
柏崎市税務課（市役所2階）  
TEL 0257-21-2256



## 対象要件の内容

業種	資本金規模	取得価額	
		合計	対象範囲
・ 製造業 ・ 旅館業 ※ 下宿営業を除く。	5,000万円以下	500万円以上	「※取得価額の対象範囲」をご確認ください。
	5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上	
	1億円超	2,000万円以上	
・ 農林水産物等販売業 ・ 情報サービス業等	-	500万円以上	

### ※取得価額の対象範囲

<b>対象範囲</b>	・ 建物及びその附属設備 ・ 償却資産 (構築物・建物付属設備、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)
<b>対象設備</b>	上記資産のうち、 <u>直接事業の用に供する</u> 次の資産が課税免除の対象となります。 ・ 土地(※1) ・ 建物(※2) ・ 償却資産のうち機械及び装置(※3)、構築物

- (※1) 土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したものに限り、また、その建物は工場等として稼働している必要があります。
- (※2) 【製造業の場合】工場用の建物とその附属設備  
 【道路貨物運送業の場合】車庫用、作業場用、倉庫用の建物とその付属設備  
 【こん包業、卸売業の場合】作業場用、倉庫用の建物とその付属設備
- (※3) 取替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上向上したものに限り、ただし、資本金の額が5,000万円を超える法人の場合は、新設または増設に限り、

## 申請書類

★…柏崎市ホームページからダウンロードできます。

### 1年目

・ 固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式) …★ (※電子データで作成し、 <u>出力した用紙及び電子データの両方</u> を提出してください。) ・ 特別償却をしない場合はその理由書(※任意様式で作成してください。) ・ 法人登記事項証明書 (※取得から <u>3か月以内</u> のものを提出してください。また、青色申告書を提出していることが分かるものを添付してください。) ・ 法人税確定申告書第一表の写し ・ 定款(※ <u>原本証明</u> をしてください。) ・ 固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。	
土地	・ 土地売買契約書(写し) ・ 土地登記事項証明書(写し) ・ 事業所全体の平面見取図
家屋	・ 建築工事請負契約書(写し) ・ 家屋登記事項証明書(写し) ・ 建物配置図 ・ 建物平面図 ・ 建物に関する補足資料 …★ (※電子データで作成し、 <u>出力した用紙及び電子データの両方</u> を提出してください。) ・ 固定資産税償却資産申告書(写し) ・ 仕様書又はカタログ(写し) ・ 配置図 (※申請する償却資産の「申請番号」を記入してください。) ・ 機械及び装置に関する補足資料 …★ (※電子データで作成し、 <u>出力した用紙及び電子データの両方</u> を提出してください。) ・ 固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式) …★ (※電子データで作成し、 <u>出力した用紙及び電子データの両方</u> を提出してください。) ・ 特別償却をしない場合にはその理由書(※任意様式で作成してください。) ・ 固定資産税課税免除決定通知書(写し) ・ 法人登記事項証明書(※取得から <u>3か月以内</u> のものを提出してください。) ・ 定款(※ <u>原本証明</u> をしてください。) ・ 固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。

### 2年目以降

・ 固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式) …★ (※電子データで作成し、 <u>出力した用紙及び電子データの両方</u> を提出してください。) ・ 特別償却をしない場合にはその理由書(※任意様式で作成してください。) ・ 固定資産税課税免除決定通知書(写し) ・ 法人登記事項証明書(※取得から <u>3か月以内</u> のものを提出してください。) ・ 定款(※ <u>原本証明</u> をしてください。) ・ 固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。	
---	--

## 申請書電子データ送付先

柏崎市ものづくり振興課(共通) : [monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp)